

2020(令和2)年度公表

伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

1	任免等に関する状況・・・・・・・・・・	1
2	人事評価の状況・・・・・・・・・・	4
3	給与及び職員数の状況・・・・・・・・・・	5
4	勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・	21
5	職員の休業に関する状況・・・・・・・・・・	24
6	分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・	25
7	サービスの状況・・・・・・・・・・	27
8	退職管理の状況・・・・・・・・・・	28
9	研修の状況・・・・・・・・・・	29
10	福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・	32
11	公平委員会の業務の状況・・・・・・・・・・	33

伊 賀 市

1 任免等に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までに実施した職員採用試験及び選考の結果による新規採用者数の状況は次のとおりです。

① 競争試験

(単位：人)

職 種	採用者数
事務職	8 (4)
技術職	1 (0)
建築士	2 (1)
保健師	1 (1)
保育士	6 (6)
社会福祉士	1 (0)
救急救命士	2 (0)
主任介護支援専門員	1 (0)
合 計	22 (12)

② 選考

(単位：人)

職 種	採用者数
医師	5 (0)
臨床検査技士	1 (0)
歯科衛生士	1 (1)
理学療法士	1 (0)
作業療法士	1 (0)
管理栄養士	1 (1)
看護師	23 (20)
医療事務専門職員	2 (1)
医療事務専門職員(任期付)	2 (0)
社会福祉士	1 (0)
介護福祉士	4 (2)
事務職(障がい者)	2 (1)
事務職(スポーツ)	1 (1)
事務職(任期付)	1 (0)
合 計	46 (27)

※ () はうち女性

(2) 再任用の状況

定年退職した職員の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

2020(令和2)年4月1日現在の職員の再任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	19	13	32
消防部局	0	3	3
上下水道部局	0	1	1
教育委員会	9	7	16
合 計	28	24	52

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと（以下同様）

(3) 退職者の状況

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までの退職者数は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	32	7	30	69
消防部局	2	1	1	4
上下水道部局	0	0	0	0
教育委員会	0	0	1	1
合 計	34	8	32	74

※消防吏員及び県教育委員会からの出向職員を除いては、2019(平成31)年3月31日より退職時に各部局への出向を解除し、市長部局で退職の発令をしている

※再任用職員は除く

(4) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では正規職員または臨時職員として障がい者を別枠で採用するよう努めています。

2020(令和2)年6月1日現在の障がい者の任用総数及び雇用率は次のとおりです。

区分	市長部局等	教育委員会	上下水道部局
障がい者雇用者数(人)	25	2	1
雇 用 率 (%)	2.71	1.68	2.04
不 足 数 (人)	0	0	0

※法定雇用率は2.5%

(5) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

2020(令和2)年4月1日現在の女性職員の登用状況については次のとおりです。

(単位：人)

区 分	管理職 総 数	女性管理職の内訳			
		うち女性	女性の割合 (%)	部長級(次長・ 監・参事を含む)	課長級(室長・ 副参事を含む)
市長部局等	167	68	40.7	7	61
消防部局	25	0	0.0	—	—
上下水道部局	7	0	0.0	—	—
教育委員会	19	8	42.1	—	8
合 計	218	76	34.9	7	69

※医師、幼稚園教諭を除く

(6) 昇任試験（消防士）の状況

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までに実施した消防士にかかる昇任試験の実施状況は次のとおりです。

試験の種類	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
消防司令補昇任試験	14	12	85.7
消防士長昇任試験	9	8	88.8
消防司令昇任試験	2	2	100.0

(7) フルタイム会計年度任用職員の任用状況

2020(令和2)年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員の任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	0
消防部局	0
上下水道部局	0
教育委員会	0
合 計	0

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

地方公務員法の改正により、2016(平成28)年度から全職種を対象とした人事評価を実施しています。

人事評価制度では、上司との面談を通じて評価結果を本人に還元することで能力の現状認識を促し、個々の能力に応じた人材育成を図っています。また、目標管理制度を活用することによって、目標達成に向けたプロセスでのOJT¹を促し、継続的で計画的な人材育成を図っています。

今後も、人事評価制度を効果的かつ適切に運用し、職員のチャレンジ精神を高揚させ、改革、改善する習慣の定着化を推進します。

(2) 人事評価の実施状況

2019(令和元)年度の実施状況は次のとおりです。

1. 評価期間

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日まで

2. 評価対象

・行政職の副参事以上の職員	170名	
・行政職の主幹以下の職員	477名	
・保育士及び幼稚園教諭	123名	
・医療職の職員	187名	
・消防職の職員	170名	
・技能職の職員	107名	計 1,234名

(3) 人事評価の活用

人事評価結果からその職員に応じた人材育成を行うほか、行政職の管理職については、2019(令和元)年度の評価結果を2020(令和2)年6月期の勤勉手当に反映させています。

評価区分の人員分布及び成績率

	A：最上位	B：上位	C：標準	D：下位
人員分布	約10%	約30%	約60%	※
成績率	106%	102%	98%	94%

※基準点以下の評価項目が一定数以上の者が対象

¹ On the Job Training の略

職員の実践的な能力を高めることを目的に、職場において、上司、先輩職員等（OJTを行う側）が部下、後輩職員等（OJTを受ける側）に対して、日常業務を通じて実務に必要な知識・技能、公務員としての視点、態度、行動基準などについて、意図的・計画的・継続的に指導育成を行う全ての活動のこと

3 給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

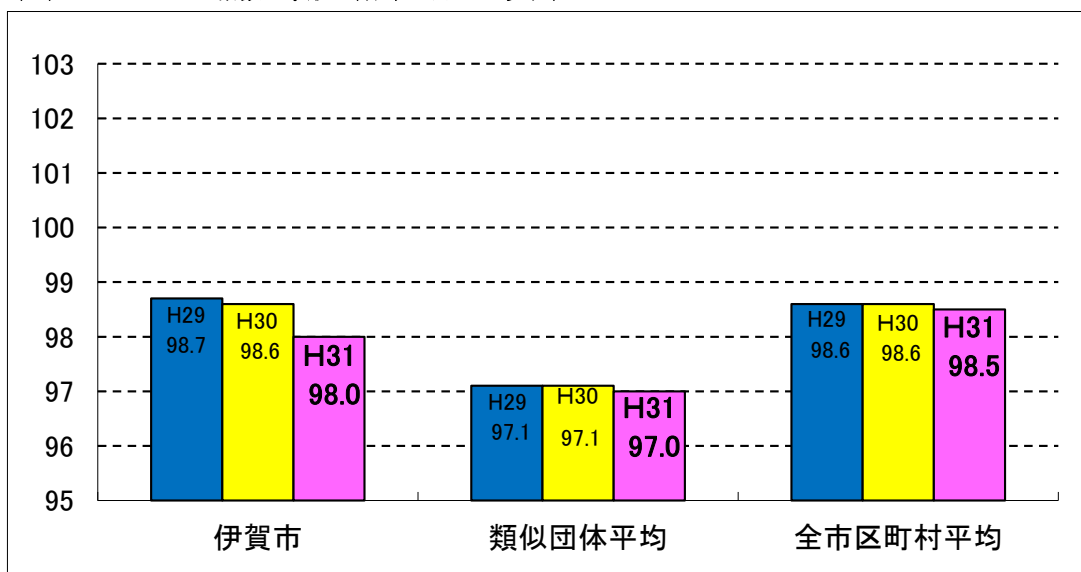
区 分	住民基本台帳人口 (R1年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) H30年度の人件費率
R1年度	人 90,572	千円 45,065,084	千円 △ 655,739	千円 8,782,555	% 19.5	% 18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R1年度	人 965	千円 3,637,737	千円 842,268	千円 1,539,836	千円 6,019,841	千円 6,239

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、2019(平成31)年4月1日現在の人数

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
44.6 歳	336,500 円	420,400 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	53.2 歳	94 人	306,623 円	340,623 円
うち清掃職員	53.5 歳	15 人	333,466 円	378,405 円
うち給食調理員	57.3 歳	23 人	315,704 円	333,625 円
うち用務員	57.6 歳	16 人	306,887 円	331,028 円
うちその他	48.9 歳	40 人	291,230 円	334,316 円

③教育職 (幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
56.9 歳	410,722 円	454,737 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、2020(令和2)年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの

(2) 職員の初任給の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

区 分	伊 賀 市
一般行政職	大 学 卒 182,200 円
	高 校 卒 150,600 円
技能労務職	高 校 卒 150,600 円
	中 学 卒 141,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒 263,788 円	311,647 円	356,313 円
	高 校 卒 224,820 円	264,280 円	315,891 円

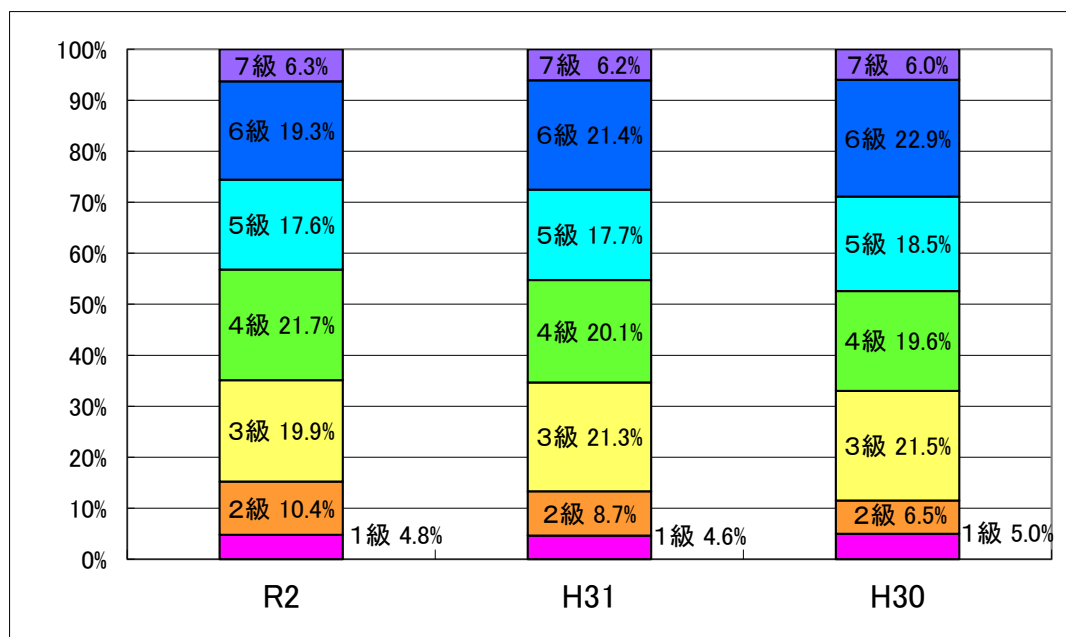
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	26人	4.8%
2 級	特に困難な業務を行う職員の職務	56人	10.4%
3 級	主任の職務	107人	19.9%
4 級	係長、主査の職務	117人	21.7%
5 級	主幹及び施設等の長の職務	95人	17.6%
6 級	課長、困難な業務を処理する施設等の長及び副参事の職務	104人	19.3%
7 級	参与、部長、次長、特定の部門又は事業を統括する監及び参事の職務	34人	6.3%

- (注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(2) 一般行政職の級別職員数の比較 (各年4月1日現在)



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

伊 賀 市	
1人当たり平均支給額 (R1年度)	
1,619 千円	
(R1年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

(2) 退職手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

伊 賀 市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給	無し		)
1人当たり平均支給額	定年・勸奨	19,364 千円	
	自己都合	4,593 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2019(令和元)年度に退職した職員に支給された平均額

(3) 地域手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

支給実績 (R1年度決算)			117,469 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)			124 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
伊賀市	3 %	947 人	3 %
津市 (派遣先)	6 %	2 人	6 %
鈴鹿市 (派遣先)	12 %	1 人	12 %
東京都 (派遣先)	20 %	2 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

支給実績 (R1年度決算)		21,749 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R1年度決算)		94 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R1年度)		23.94 %	
手当の種類 (手当数)		11 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務 (庁外勤務)	250円/日
		市税の滞納による強制執行の事務 (庁外勤務)	500円/日
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務 (庁外勤務)	200円/日
		介護保険法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	100円/件
		障害者自立支援法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	150円/件
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	1,500円/回
		行旅死亡人の取扱い	4,500円/回
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	500円/回
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	500円/回
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	1,150円/日
		し尿の収集作業又は処理作業	1,150円/日
		浄化センターの各槽内での清掃作業	950円/回
公害関係業務等従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	300円/日
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	500円/日
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	150円/日
		消防吏員のうち交代制勤務の者	250円/日
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	350円/日
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に2時間以上従事	300円/回
出動手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	400円/回
		救急現場での救急業務	300円/回
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	500円/回
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	1,200円/回
救急救命士確保手当	消防吏員	救急救命士が、月に10日以上勤務したとき	月額 5,000円～ 14,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R1 年度 決算)	295,378 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R1 年度 決算)	412 千円
支給実績 (H30 年度 決算)	270,470 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H30 年度 決算)	390 千円

(6) その他の手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	106,715 千円	244 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	35,641 千円	278 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 限度額55,000円以内	異	次頁の表 のとおり	79,110 千円	92 千円
	交通用具(自動車・バイク等)利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	異	支給単価	118,685 千円	599 千円
管理職員特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要等により 週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円(3時間未満の場合はこの額の50/100)	異	支給単価	2,336 千円	22 千円
宿日直手当	4時間以上8時間未満 2,200円 8時間以上18時間未満 4,400円	異	支給単価	0 円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	65,185 千円	201 千円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 2km以上5km未満	2,500円	(1) 2km以上5km未満	2,000円
(2) 5km以上10km未満	5,000円	(2) 5km以上10km未満	4,200円
(3) 10km以上15km未満	8,700円	(3) 10km以上15km未満	7,100円
(4) 15km以上20km未満	11,800円	(4) 15km以上20km未満	10,000円
(5) 20km以上25km未満	14,400円	(5) 20km以上25km未満	12,900円
(6) 25km以上30km未満	17,000円	(6) 25km以上30km未満	15,800円
(7) 30km以上35km未満	19,600円	(7) 30km以上35km未満	18,700円
(8) 35km以上40km未満	21,900円	(8) 35km以上40km未満	21,600円
(9) 40km以上45km未満	24,600円	(9) 40km以上45km未満	24,400円
(10) 45km以上50km未満	27,200円	(10) 45km以上50km未満	26,200円
(11) 50km以上	29,800円	(11) 50km以上55km未満	28,000円
		(12) 55km以上60km未満	29,800円
		(13) 60km以上	31,600円

5 公営企業職員の状況

(1) 病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
R1年度	千円 4,280,342	千円 320,593	千円 1,614,434	% 37.7	% 36.3

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A
R1年度	人 237	千円 800,653	千円 464,599	千円 349,182	千円 1,614,434	千円 6,812

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない
2 職員数は、2020(令和2)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（2020(令和2)年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医 師	45.1 歳	490,779 円	1,386,225 円
看 護 師	39.5 歳	274,902 円	387,079 円
事 務 職 員	46.1 歳	330,260 円	433,684 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（2020(令和2)年4月1日現在）

病 院 事 業	
1人当たり平均支給額（R1年度）	
1,467 千円	
(R1年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当（2020(令和2)年4月1日現在）

病 院 事 業			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
	(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給	無し)		
1人当たり平均支給額	4,821 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2019(令和元)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当（2020(令和2)年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		39,366 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）		173 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
6級地（伊賀市）	3 %	医師以外 228 人	3 %
医療職給料表を適用する者	16 %	医師 19 人	16 %

エ 特殊勤務手当（2020(令和2)年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		252,591 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）		1,120 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R1年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		14 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者	450円/日
放射線取扱手当	技師	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	280円/日
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	220円/日
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の業務に従事（4時間以上）	9,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間以上4時間未満）	8,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間未満）	6,000円/回
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	1,200円/回
解剖手当	技師	上野総合市民病院での死体の解剖	1,600円/件
救急医療等業務手当	医師（管理職）	勤務時間外に救急医療等の業務（6時間以上）	30,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間以上6時間未満）	12,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間未満）	8,000円/回
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療	4,000円/人
待機手当	医師	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院内待機）	10,000円/回
		救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院外待機）	5,000円/回
	その他の職員	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき	3,000円/回
	訪問看護ステーションに勤務する看護師	利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（17時30分から翌日の8時30分まで） 利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（8時30分から翌日の8時30分まで）	1,500円/回 2,000円/回
放射線読影手当	医師	患者の放射線画像を緊急の要により院外で読影診断したとき	2,000円/回
医師確保手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	給料の25%
		医師の経験年数 3年未満	100,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	170,000円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	180,000円/月
		医師の経験年数 10年以上	150,000円/月
研究手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	100,000円/月
職務手当	医師	医師の経験年数 2年未満	16,600円/月
		医師の経験年数 2年以上3年未満	56,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	110,300円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	163,300円/月
		医師の経験年数 10年以上	199,200円/月
		院長	350,000円/月
		副院長	250,000円/月
	看護師	職務の級 3級	10,000円/月
		職務の級 4級	7,000円/月
		職務の級 5級	5,000円/月
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事（職務年数により段階有り）	～50,000円/月

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (R1 年 度 決 算)	74,614 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (R1 年 度 決 算)	316 千円
支 給 実 績 (H30 年 度 決 算)	75,292 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (H30 年 度 決 算)	324 千円

カ その他の手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	18,962 千円	251 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	11,298 千円	313 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス 等)利用者 限度額55,000円以内	同	-	21,997 千円	105 千円
	交通用具(自動車・バイ ク等)利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	一部 異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	14,869 千円	683 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等 により週休日又は休日に 6時間以上勤務した場合 のほか、週休日等以外の 日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤 務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこ の額の50/100)	一部 異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 円	0 円
宿日直手当	・医師：35,000円 *ただし、救急輪番日 の当直については45,000 円) ・看護師・技師：6,300 円 *ただし、4時間未満 は半額	異	支給単価	16,559 千円	420 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	2,035 千円	183 千円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
R1年度	千円 2,940,398	千円 320,051	千円 186,463	% 6.3	% 6.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費40,894千円を含まない

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R1年度	人 32	千円 133,516	千円 31,760	千円 62,081	千円 227,357	千円 7,105

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない

2 職員数は、2020(令和2)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
水 道 事 業	46.8 歳	345,271 円	428,717 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

水 道 事 業	
1人当たり平均支給額 (R1年度)	
1,940 千円	
(R1年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

水 道 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	14,209 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2019(令和元)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

支給実績 (R1年度決算)		4,097 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)		132 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
6級地 (伊賀市)	3 %	31 人	3 %

エ 特殊勤務手当（2020(令和2)年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		2,665 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R1年度決算）		85 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R1年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（R1年度決算）	11,545 千円
職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）	444 千円
支給実績（H30年度決算）	21,306 千円
職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）	888 千円

カ その他の手当（2020(令和2)年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	5,900 千円	280 千円
	子 10,000円				
	父母等（子以外） 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に 支給限度額28,000円	同	-	324 千円	324 千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内	同	-	3,012 千円	100 千円
	交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	3,996 千円	79 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円（3時間未満の場合はこの額の50/100）	同	-	63 千円	12 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	407 千円	22 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 （執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められた日及びこれに相当する日に行われた場合は、2,630円）	異	支給単価	0 円	0 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
R1年度	千円 2,284,988	千円 355,464	千円 53,434	% 2.3	% 2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費30,978千円を含まない

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R1年度	人 13	千円 48,315	千円 12,428	千円 23,669	千円 84,412	千円 6,493

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない

2 職員数は、2020(令和2)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2020(令和2)年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
下 水 道 事 業	41.9 歳	315,146 円	397,672 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

下 水 道 事 業			
1人当たり平均支給額（R1年度）			
		1,821	千円
(R1年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.90 月分	
(1.45) 月分		(0.90) 月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

下 水 道 事 業			
(支給率)			
自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
(2%～20%加算)			
(退職時特別昇給 無し)			
1人当たり平均支給額 - 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2019(令和元)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2020(令和2)年4月1日現在)

支給実績 (R1年度決算)		1,542 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)		118 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
6級地 (伊賀市)	3 %	13 人	3 %

エ 特殊勤務手当（2020(令和2)年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）	1,006 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）	77 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R1年度）	100.0 %		
手当の種類（手当数）	3 種類		
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（R1年度決算）	4,728 千円
職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）	430 千円
支給実績（H30年度決算）	3,759 千円
職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）	470 千円

カ その他の手当（2020(令和2)年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	1,961 千円	280 千円
	子 10,000円				
	父母等（子以外） 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	972 千円	324 千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内	同	-	1,094 千円	84 千円
	交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	1,128 千円	564 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円（3時間未満の場合はこの額の50/100）	同	-	18 千円	9 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	70 千円	11 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 （執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められた日及びこれに相当する日に行われた場合は、2,630円）	異	支給単価	0 円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（2020（令和2）年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	924,000	円	
	副 市 長	716,000	円	
	教 育 長	591,500	円	
	上下水道事業管理者	570,000	円	
報 酬	議 長	530,000	円	
	副 議 長	467,000	円	
	議 員	423,000	円	
期 末 手 当	市 長	(R1年度支給割合)		
	副 市 長	期末手当 3.6 月分		
	上下水道事業管理者			
	教 育 長	期末手当 2.6 月分	勤勉手当 1.9月分	
退 職 手 当	議 長	(R1年度支給割合)		
	副 議 長	期末手当 3.3 月分		
	議 員			
	上下水道事業管理者			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	16,632,000 円	任期毎
	教 育 長	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,019,200 円	任期毎
	上下水道事業管理者	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,732,000 円	任期毎
		退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,560,000 円	任期毎

（注）退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる

7 職員数の状況

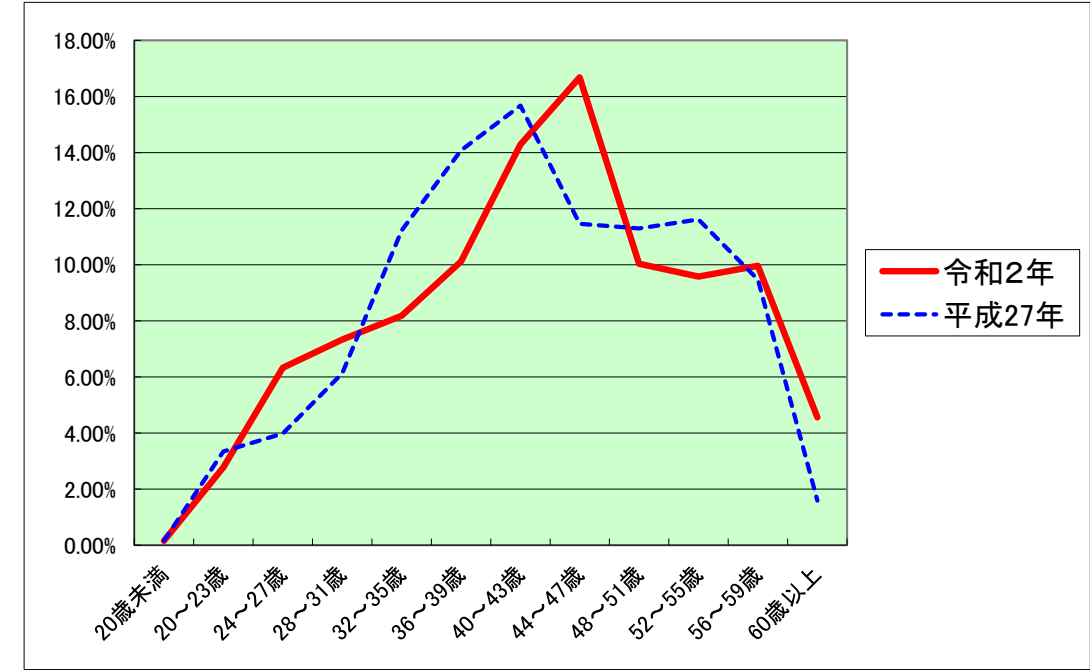
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	令和2年		
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	7 人	7 人	0 人	農業共済派遣終了、人員の適正配置 人員の適正配置 人員の適正配置、隣保館長の会計年度任用職員化等 組織の充実、人員の適正配置
		総務・企画	190 人	190 人	0 人	
		税 務	36 人	36 人	0 人	
		労 働	0 人	0 人	0 人	
		農 林 水 産	32 人	29 人	△ 3 人	
		商 工	12 人	12 人	0 人	
		土 木	73 人	70 人	△ 3 人	
		民 生	252 人	245 人	△ 7 人	
	衛 生	54 人	58 人	4 人		
		小 計	656 人	647 人	△ 9 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.4 人
	教育部門	118 人	111 人	△ 7 人	給食センターの民営化、人員の適正配置等	
	消防部門	175 人	172 人	△ 3 人	署所の再編、人員の適正配置	
	小 計	949 人	930 人	△ 19 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.7 人	
公営会計業務等	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	238 人	257 人	19 人	技術職員の充実	
		30 人	30 人	0 人	組織の充実、人員の適正配置	
		12 人	14 人	2 人		
		39 人	39 人	0 人		
		小 計	319 人	340 人	21 人	
合 計		1,268 人	1,270 人	2 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.2 人	
		[1288 人]	[1288 人]	[0 人]		

(注) 1 この表は、総務省地方公共団体定員管理調査によるもので、短時間再任用職員、一部事務組合派遣職員を除く
2 []内は、条例で定められた各部局の職員定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
R 2 年 職員数	2 人	36 人	82 人	95 人	106 人	131 人	185 人	216 人	130 人	124 人	129 人	59 人	1,295 人

(注) 短時間再任用及び一部事務組合派遣職員を含む

(3) 定員管理の状況

職員数については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念にのっとり、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に管理しなければならないものです。

市では、合併により抱えた過剰人員の適正化を図るため、定員適正化計画に基づき2014(平成26)年度までの10年間、人員削減に取り組んできました。人員削減により人件費の抑制効果を上げてきましたが、行政改革との歩調のずれから各職場で人員不足感が生じるとともに、行政職における年齢構成の歪みが顕著となり、将来の組織運営に影響を落とす状況となりました。

そうしたことから、2015(平成27)年度からは、「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理」を基調としながら、民間の経営手法や民間活力の導入などの行政改革との同調を意識した定員管理方針を策定し、柔軟な定員管理をすることとしました。

当該方針では、類似団体別職員数などの指標を他市と比較し、消防を除く普通会計において、行政改革の進捗に合わせながら、短時間再任用職員を活用することなどにより10年間で約80人の人員削減を目指すこととしています。

①2015(平成27)年4月1日～2020(令和2)年4月1日における定員管理の状況

平成27年4月1日 職員数	令和2年4月1日 職員数	減員数
人 787	人 758	人 29

※消防を除く普通会計の職員数

(参考) 伊賀市定員管理方針における数値目標

取組期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	令和7年4月1日	約80 人 減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	平成27年～令和2年
部 門			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
一般行政	職員数	666 人	676 人	661 人	654 人	656 人	647 人	—
	増 減		10 人	△ 15 人	△ 7 人	2 人	△ 9 人	△ 19 人
教 育	職員数	121 人	120 人	116 人	114 人	118 人	111 人	—
	増 減		△ 1 人	△ 4 人	△ 2 人	4 人	△ 7 人	△ 10 人
計	職員数	787 人	796 人	777 人	768 人	774 人	758 人	—
	増 減		9 人	△ 19 人	△ 9 人	6 人	△ 16 人	△ 29 人

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示している

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について(2008(平成20)年度策定)

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取り組みを推進していきます。

(1) 給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

(2) 諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、2004(平成16)年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いました。一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

(3) 昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

(4) その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(2013(平成25)年4月1日現在で138名(再任用職員を含む。)になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週 38 時間 45 分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間(90 日以内、ただし結核は 1 年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1 暦年 5 日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日以内

区 分	種 類	内 容
特別休暇	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内
	短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

区 分	種 類	内 容
特別休暇	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2 日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 年を超えない期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1 暦年 30 日以内

（３）年次有給休暇の取得状況

職員には１年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20 日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

2019(平成 31)年 1 月 1 日～2019(令和元)年 12 月 31 日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区 分	平均日数
市長部局等	10.3 日
消 防 部 局	16.5 日
上下水道部局	12.7 日
教育委員会	8.9 日

（４）介護休暇の取得状況（2019(平成 31)年 4 月 1 日～2020(令和 2)年 3 月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消 防 部 局		教育委員会		上下水道部局		合 計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況 (2019(平成31)年4月1日～2020(令和2)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消 防 部 局		上下水道部局		教育委員会		合 計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	4	34	1	0	0	0	0	1	5	35
育児短時間勤務	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
部分休業	0	38	0	2	0	1	0	0	0	41

(2) 配偶者同行休業の取得状況 (2019(平成31)年4月1日～2020(令和2)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消 防 部 局		上下水道部局		教育委員会		合 計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2年)3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類	免職	降任	休職	降給	合計
	処分事由					
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	70(18)		70(18)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	71(19)	0	71(19)
消 防 部 局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	0		0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	0		0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	4(3)		4(3)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	4(3)	0	4(3)

計	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	74(21)		74(21)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
総 計		0	0	75(22)	0	75(22)

※（ ）内は、実人数

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
	処分事由					
市長 部 局 等	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	0
	小 計	0	1	0	0	0
消 防 部 局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	2	3
	小 計	0	0	1	2	3
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	1	2	4
総 計		0	1	1	2	4

7 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 消防団員との兼職の状況

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」第10条により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までで55人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

(3) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までの営利企業等への従事の状況は次のとおりです。

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	1人	伊賀鉄道株式会社取締役
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	2人	田畑耕作・生産物販売等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	27人	統計調査員等

(4) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、2005(平成17)年12月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 付	内 容	発信者
2019(平成31)年4月18日	服務規律の遵守等の徹底について	副市長
2019(令和元)年7月8日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について	総務部長
2019(令和元)年12月4日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
2020(令和2)年3月5日	交通法規の遵守及び自動車等の安全運転の励行について	副市長

8 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前 5 年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務上の行為をする（しない）ように、働きかけることが禁止されています。

- ・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。
- ・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

(2) 退職管理に係る届出状況（2019(平成 31)年 4 月 1 日～2020(令和 2)年 3 月 31 日）

届 出 等 の 種 別	件数
再就職者による依頼等の承認件数	0 件
公平委員会への通報	0 件

9 研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までに実施した研修は、次のとおりです。

研 修 名	日 数	受講者数
【独自研修】		
新規採用職員研修	4日間	52人
メンタルヘルス研修（新規採用職員対象）	1日間	上記に含む
接遇研修（新規採用職員対象）	1日間	
庶務担当者研修	2日間	221人
管理職研修（委託先：一般社団法人日本経営協会）	1日間	15人
係長級研修（委託先：一般社団法人日本経営協会）	1日間	13人
主任級研修（委託先：一般社団法人日本経営協会）	1日間	13人
接遇サービス向上のための窓口接遇研修会（委託先：株式会社話し方教育センター）	2日間	33人
ハラスメント相談等に関する研修	1日間	27人
メンタルヘルス研修	1日間	38人
伊賀地域インターネット差別書き込み等モニター事業事前学習会	1日間	27人
伊賀地域インターネット差別書き込み等モニター事業	29日間	29人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅰ期】講義型研修	2日間	32人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅱ期】講義型研修	9日間	347人
人権・同和問題研修【応用編 第Ⅲ期】グループ討議型研修	6日間	807人
人権・同和問題研修【実践編 第Ⅳ期】ファシリテーター事前研修	2日間	202人
【人権同和派遣研修】		
第23期三重県人権大学講座	21日間	5人
2019年度部落解放・人権大学講座（第115期）	24日間	1人
第71回全国人権・同和教育研究大会三重県レポート交流会	1日間	50人
第71回全国人権・同和教育研究大会兼第53回三重県人権・同和教育研究大会（津市）	2日間	72人
部落解放研究第53回全国集会（名古屋市）	3日間	3人
第34回人権啓発研究集会（沖縄県）	2日間	1人
部落解放研究第25回三重県集会（津市）	1日間	10人
【三重県市町総合事務組合主催派遣研修】		
ワンステップ研修（前期Ⅰ）基礎研修	3日間	19人
ワンステップ研修（前期Ⅱ）法制研修	4日間	19人
ワンステップ研修（中期）福祉施設研修：共通講義	3日間	19人
ワンステップ研修（中期）福祉施設研修：福祉施設体験	2日間	18人
ワンステップ研修（後期）課題図書		19人
ツーステップ研修Ⅰ（キャリアメイキング・キャリアデザイン）	2日間	16人

研 修 名	日 数	受講者数
ツーステップ研修Ⅱ（クレーム対応）	2日間	14人
スリーステップ研修Ⅰ	2日間	2人
スリーステップ研修Ⅱ	2日間	1人
マネージャー研修Ⅰ	2日間	5人
リーダー研修Ⅰ	2日間	1人
リーダー研修Ⅱ	2日間	4人
リーダー研修Ⅲ	1日間	2人
コミュニケーションマインド向上研修	1日間	8人
プレゼンテーションスキル研修	1日間	11人
話し方講座	2日間	1人
法制執務研修（初級コース）	2日間	10人
法務トレンド研修	1日間	2人
情報処理研修	1日間、2日間	11人
公営企業会計研修	2日間	3人
複式簿記入門研修	2日間	4人
税務実務研修（市町村民税個人税）	2日間	1人
税務実務研修（固定資産税（家屋））	2日間	1人
職場の活性化を考えるセミナー	1日間	5人
人事評価者研修	1日間	2人
不当要求対策研修	1日間	2人
三重地方行財政アカデミー（入門編）	1日間	2人
三重地方行財政アカデミー研修会①	1日間	2人
【その他派遣研修】		
JIAM「自治体の中小企業支援」	3日間	1人
JIAM「多文化共生の実践コース」	3日間	1人
JIAM「選挙事務」	7日間	1人
JAMP「公共施設の総合管理」	5日間	1人
NOMA「自治体監査の実務ポイント・ノウハウ修得セミナー」	2日間	1人
NOMA「社会保険・労働保険入門セミナー」	2日間	1人
NOMA「公的年金の基礎知識と実務」	1日間	1人
NOMA「議会事務局職員の基本実務と議員折衝・コミュニケーションにおける留意点」	2日間	1人
NOMA「公共建築工事の監督・検査の進め方」	2日間	1人
NOMA「人事評価制度の運用と処遇反映のポイント」	2日間	1人
NOMA「基礎から学ぶ源泉徴収講座」	2日間	1人
NOMA「行政不服審査事務」	2日間	1人
NOMA「地方自治体のための秘書実務」	2日間	1人
NOMA「公有財産管理講座（基礎）」	2日間	1人

研 修 名	日 数	受講者数
三重県建設技術センター「アスファルト舗装の品質管理」、土木工事監督と検査」、「地質調査と土質試験」	3 日間	1 人
公共建築協会「公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書講習会」	1 日間	1 人
地方自治センター「アンガーマネジメント研修」	1 日間	1 人
自治大学校「地方会計特別研修」	5 日間	1 人
自治大学校事後研修会	1 日間	1 人
一般社団法人伊賀青年会議所（伊賀 JC）	通年	1 人

10 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務効率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までについては、次のような事業を行いました。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一 般 健 康 診 断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
特 殊 健 康 診 断	腰痛・指曲がり症検診を実施
そ の 他 健 康 管 理 事 業	こころの健康づくりカウンセリング、ストレスチェックの実施
健康管理事業の決算額	9,510 千円

(2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保 健 事 業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付 等
体 育 事 業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚 生 事 業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補 助 金 の 決 算 額	19,366 千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区 分	事業主体	内 容
共 済 制 度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等
	公立学校共済組合三重県支部	育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日までの認定件数：16件（市長部局等11件 消防部局4件 教育委員会1件）

11 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
- ・ 職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況 (2019(平成31)年4月1日～2020(令和2)年3月31日)

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件
苦情の処理	0 件